

信用保証対象外業種

| 対象外業種 | 摘 要 |
|---------------------------|---|
| 農 業 | 次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・荒茶、仕上茶の製造業 ・蚕種製造業 ・蚕種製造の請負業 ・菌床栽培方式きのこ生産業 ・かいわれ大根製造業 ・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業 |
| 農 業 的 サ ー ビ ス 業 | 次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・人工ふ卵設備を有するふ卵請負業 ・獣医業 ・家畜貸付業 ・園芸サービス業 ・蹄鉄修理業 |
| 林 業 | 次の業種を除く。 <ul style="list-style-type: none"> ・木材伐出業及び木材伐出請負業 ・製造加工設備を有する製薪業（請負含む）と木炭製造業（請負含む） |
| 狩 猟 業 | 全 業 種 |
| 漁 業 | 全 業 種 |
| 水 産 養 殖 業 | 加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。 |
| 金 融、 保 険 業 | 生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業、共済事業媒介代理業、少額短期保険代理業を除く。 |
| 卸売業のうち右に該当するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（「風営法」という）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業（店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業）を営むもの。 |
| 小売業（飲食店を除く）のうち右に該当するもの | |
| 物品賃貸業のうち右に該当するもの | |
| 宿泊業のうち右に該当するもの | 風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業（モーター、ラブホテル等）を営むもの。 |
| インターネット付随サービス業のうち右に該当するもの | 風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業（アダルトサイト）を営むもの。 |

| 対象外業種 | 摘 要 |
|--|--|
| 飲食業のうち右の①または②に該当するもの | ①風営法第3条の風俗営業または同法第31条の特定遊興飲食店営業の許可を受けているもののうち、社会的批判をうける恐れのあるもの、または特に高級なもの。 ②風営法第32条の深夜における飲食店の規制の適用を受けているもののうち、特に高級なもの。 |
| 特殊浴場業のうち風俗関連営業 | |
| 娯楽業のうち風俗関連営業 | |
| 競輪・競馬等の競走場 | |
| 競輪・競馬等の競技団 | |
| パチンコホール | |
| ビンゴゲーム場 | |
| 射的場・スロットマシン場 | |
| 芸 ぎ 業 | 置屋及び検番を除く。 |
| 競輪・競馬等予想業 | |
| 場外馬券及び車券売場 | |
| 芸 ぎ 周 旋 業 | |
| 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主に行うもの | |
| 易断所・観相業 | |
| 相場案内業 | |
| 集金業・取立業 | 公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。 |
| 学 校 | 学校法人が経営するもの。 |
| 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP（有限責任事業組合） | |